

財団法人鳥栖市地域振興財団 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人鳥栖市地域振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥栖市京町8 1 2番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民及び各種団体の地域交流活動及び文化活動を推進することにより、文化水準の向上を図るとともに、地域の活性化及び住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民及び各種団体の交流活動、コミュニティ活動及びレクリエーション活動並びに文化活動に関する情報の収集、整理及び提供に関する事業
- (2) 地域おこし事業、コミュニティ事業及びレクリエーション事業並びに文化事業の主催及び支援に関する事業
- (3) 地域おこし事業、コミュニティ事業及びレクリエーション事業並びに文化事業に利用できる施設の利用調整及び活用に関する事業
- (4) 国際交流に関する事業の主催、支援及び情報の提供等に関する事業
- (5) 前4号の事業の目的を達成するために必要な公共施設の管理運営に関する事業
- (6) 鳥栖市及び関係団体の施策への協力及び参加に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、佐賀県知事及び佐賀県教育委員会（以下「佐賀県知事等」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、佐賀県知事等に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、及び支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、

理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に佐賀県知事等に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(特別会計)

第13条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、佐賀県知事等の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、佐賀県知事等の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
 - 3 理事のうち、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を佐賀県知事等に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を佐賀県知事等に届け出なければならない。

(職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は佐賀県知事等に報告すること。
- 6 監事は、前項第3号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集することができる。

(任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第6項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長又は監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定により請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任するこ

とができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、佐賀県知事等の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定するもののほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、佐賀県知事等の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第34条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、佐賀県知事等の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第36条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 補則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。